

岩手県医療局管理規程第9号

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年6月18日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～11 [略]	附 則 1～11 [略] <u>(診療応援手当の特例)</u> 12 企業職員が、市町村又は県が実施する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する業務であって医療局長が定めるものに従事したときは、別表第3 診療応援手当の項支給を受ける者の範囲の欄の規定にかかわらず、 <u>特殊勤務手当として、診療応援手当を支給する。この場合において、同項中「55,000円」とあるのは、「100,000円」とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和3年6月18日から施行し、この規程による改正後の医療局企業職員給与規程の規定は、同年4月1日から適用する。